

NDC 社発 21-116 号

2021 年 4 月 21 日

原子力規制庁  
緊急事案対策室長殿

茨城県那珂郡東海村舟石川 6 2 2 番地 1 2  
ニュークリア・デベロップメント株式会社  
取締役社長 南雲 浩行

原子力事業者防災業務計画読替表の件

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、茨城県原子力安全協定の一環として弊社が通報連絡等協定を締結している常陸大宮市の組織名称の変更があったため、原子力事業者防災業務計画に係る読替表を下記のとおり提出いたしますのでご査収賜りたくお願い申し上げます。 敬具

記

1. 常陸大宮市組織名称の変更に伴う読替表

現行 (2021年4月1日修正)	読み替え後
常陸大宮市 安全まちづくり推進課	常陸大宮市 危機管理課

注) 弊社原子力事業者防災業務計画の読替の対象箇所は以下の通り

別図第 2(29 頁)、別図第 3(30 頁) 別図第 4(32 頁)

以上

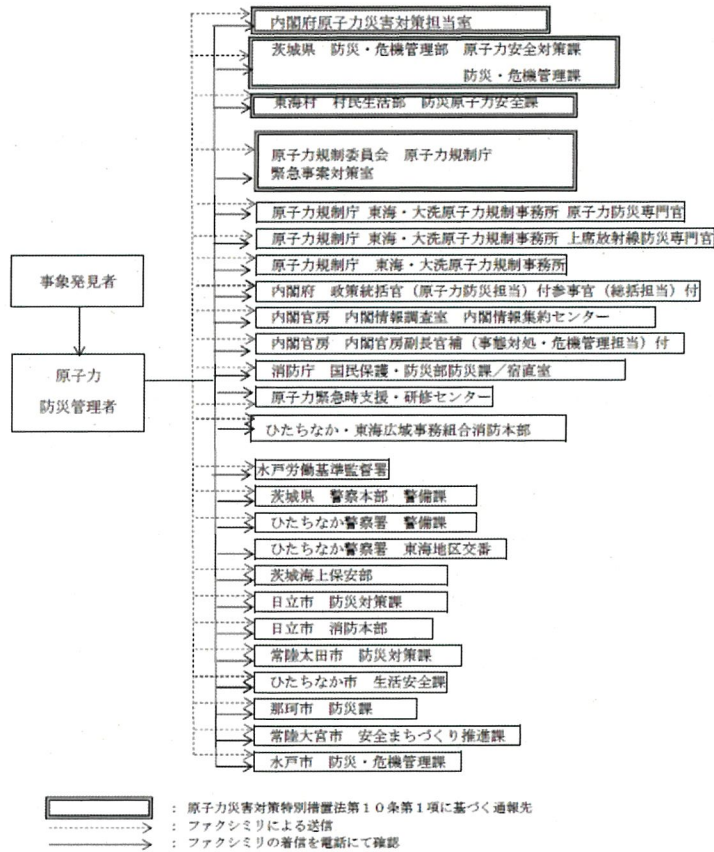
原子力事業者防災業務計画 読替表

現行(2021年4月1日修正)	読み替え後	修正理由
<p>別図第2 警戒事態発生時の連絡体制</p>	<p>別図第2 警戒事態発生時の連絡体制</p>	<p>自治体組織名称変更の反映</p>

現行(2021年4月1日修正)

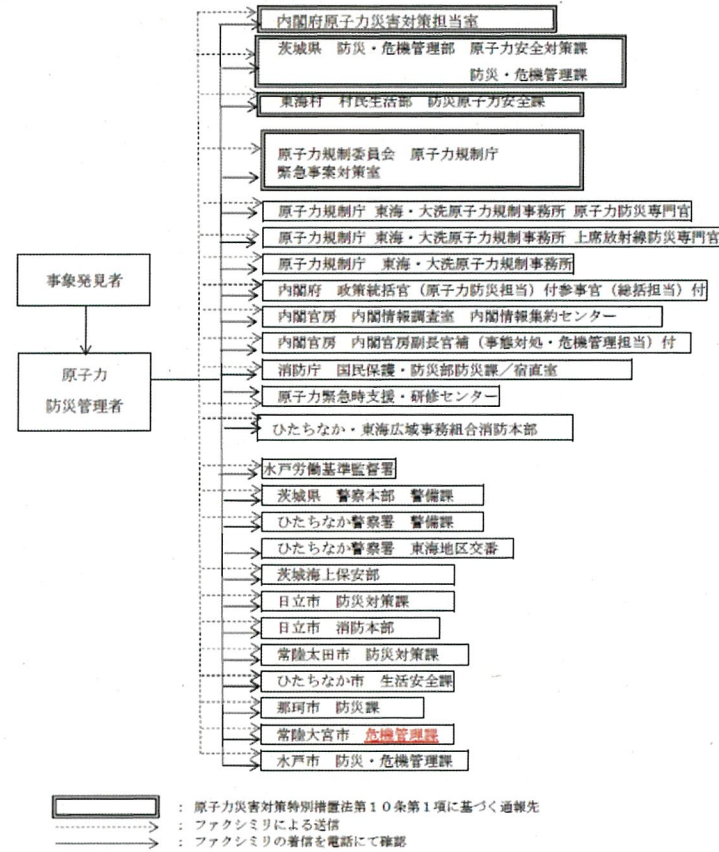
読み替え後

修正理由



別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制 (1/2)

(1) 社内での事象発生時の通報体制



別図第3 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報体制 (1/2)

(1) 社内での事象発生時の通報体制

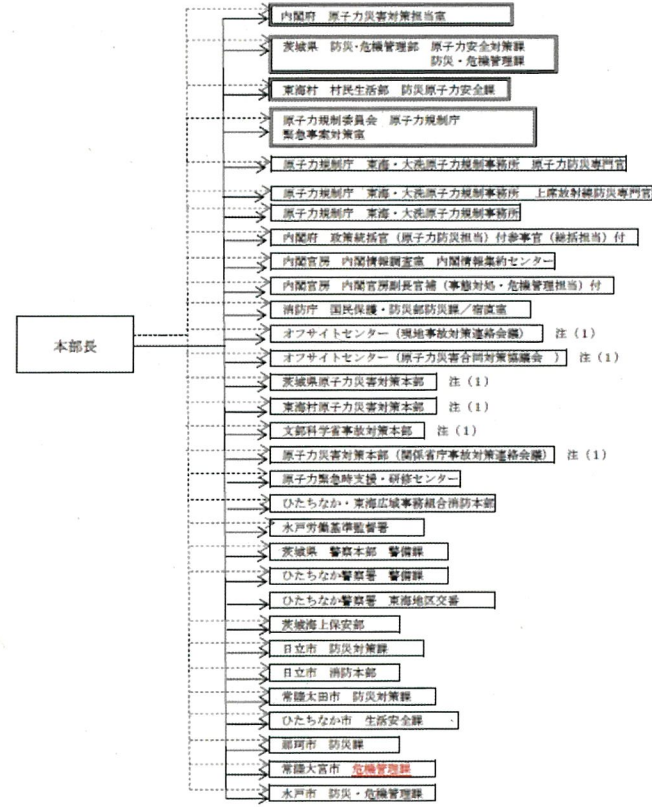
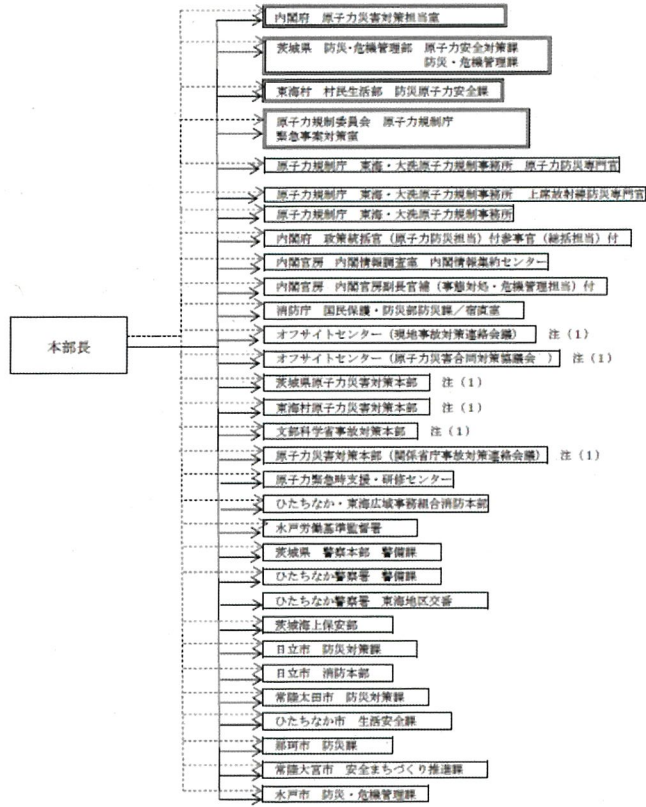
自治体組織名称  
変更の反映

現行(2021年4月1日修正)

読み替え後

修正理由

自治体組織名称  
変更の反映



  : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の連絡先  
 > : ファクシミリによる連絡  
 > : ファクシミリの手帳を電話にて確認  
 注(1) 当該組織が設置されている場合

  : 原子力災害対策特別措置法第25条第2項に基づく応急措置の連絡先  
 > : ファクシミリによる連絡  
 > : ファクシミリの手帳を電話にて確認  
 注(1) 当該組織が設置されている場合

別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の通報体制 (1/2)  
(1) 社内での事象発生時の通報体制

別図第4 原子力災害対策特別措置法第10条第1項の通報後の通報体制 (1/2)  
(1) 社内での事象発生時の通報体制